

改 正 後	現 行																								
<h2 style="margin: 0;">第2編 材料編</h2> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 工事材料</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 骨材</p> <p>2-2-3-1・2-2-3-2 (略)</p> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 砕石の品質</p> <p>砕石の品質は、表 2-2-7 の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2-7 砕石の品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">表層・基層</th> <th style="width: 35%;">上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表乾密度 g/cm³</td> <td style="text-align: center;">2.45</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>吸水率 %</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>すり減り減量 %</td> <td style="text-align: center;">30^{注)}</td> <td style="text-align: center;">50 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] (略)</p> <p>[注2] (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>2-2-3-4～2-2-3-6 (略)</p> <p>第4節・第5節 (略)</p> <p>第6節 セメント及び混和材料</p> <p>2-2-6-1 (略)</p> <p>2-2-6-2 セメント</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 原材料、検査等の規定</p> <p>原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。</p>		表層・基層	上層路盤	表乾密度 g/cm³	2.45	—	吸水率 %	3.0	—	すり減り減量 %	30 ^{注)}	50 以下	<h2 style="margin: 0;">第2編 材料編</h2> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 工事材料</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 骨材</p> <p>2-2-3-1・2-2-3-2 (略)</p> <p>2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 砕石の品質</p> <p>砕石の品質は、表 2-2-7 の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2-7 砕石の品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">表層・基層</th> <th style="width: 35%;">上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表乾密度</td> <td style="text-align: center;">2.45</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>吸水率</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>すり減り減量%</td> <td style="text-align: center;">30^{注)}</td> <td style="text-align: center;">50 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] (略)</p> <p>[注2] (略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>2-2-3-4～2-2-3-6 (略)</p> <p>第4節・第5節 (略)</p> <p>第6節 セメント及び混和材料</p> <p>2-2-6-1 (略)</p> <p>2-2-6-2 セメント</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 原材料、検査等の規定</p> <p>原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）の規定によるものとする。</p>		表層・基層	上層路盤	表乾密度	2.45	—	吸水率	3.0	—	すり減り減量%	30 ^{注)}	50 以下
	表層・基層	上層路盤																							
表乾密度 g/cm³	2.45	—																							
吸水率 %	3.0	—																							
すり減り減量 %	30 ^{注)}	50 以下																							
	表層・基層	上層路盤																							
表乾密度	2.45	—																							
吸水率	3.0	—																							
すり減り減量%	30 ^{注)}	50 以下																							

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行																																																																																						
表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質	表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">非表面積 cm² / g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/ mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/ g</td> <td>7 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	非表面積 cm ² / g		2,500 以上	凝結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧縮強さ N/ mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28 d	42.5 以上	水和熱 J/ g	7 d	測定値を報告する	28 d	測定値を報告する	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">非表面積 cm² / g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧縮強さ N/ mm²</td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/ g</td> <td>7 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28 d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄 %</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量 %</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) %</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン %</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	非表面積 cm ² / g		2,500 以上	凝結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧縮強さ N/ mm ²	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28 d	42.5 以上	水和熱 J/ g	7 d	測定値を報告する	28 d	測定値を報告する	酸化マグネシウム %		5.0 以下	三酸化硫黄 %		3.5 以下	強熱減量 %		5.0 以下	全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) %		0.75 以下	塩化物イオン %		0.035 以下
品 質		規 格																																																																																					
非表面積 cm ² / g		2,500 以上																																																																																					
凝結 h	始 発	1 以上																																																																																					
	終 結	10 以下																																																																																					
安定性	パット法	良																																																																																					
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																					
圧縮強さ N/ mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																					
	7 d	22.5 以上																																																																																					
	28 d	42.5 以上																																																																																					
水和熱 J/ g	7 d	測定値を報告する																																																																																					
	28 d	測定値を報告する																																																																																					
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																					
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																					
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																					
全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) %		0.75 以下																																																																																					
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																					
品 質		規 格																																																																																					
非表面積 cm ² / g		2,500 以上																																																																																					
凝結 h	始 発	1 以上																																																																																					
	終 結	10 以下																																																																																					
安定性	パット法	良																																																																																					
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																					
圧縮強さ N/ mm ²	3 d	12.5 以上																																																																																					
	7 d	22.5 以上																																																																																					
	28 d	42.5 以上																																																																																					
水和熱 J/ g	7 d	測定値を報告する																																																																																					
	28 d	測定値を報告する																																																																																					
酸化マグネシウム %		5.0 以下																																																																																					
三酸化硫黄 %		3.5 以下																																																																																					
強熱減量 %		5.0 以下																																																																																					
全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) %		0.75 以下																																																																																					
塩化物イオン %		0.035 以下																																																																																					
[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) の値を 0.6%以下とする。	[注] 普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）については、全アルカリ (<u>Na₂O eq</u>) の値を 0.6%以下とする。																																																																																						
2-2-6-3・2-2-6-4 (略)	2-2-6-3・2-2-6-4 (略)																																																																																						
第7節 (略)	第7節 (略)																																																																																						
第8節 瀝青材料	第8節 瀝青材料																																																																																						
2-2-8-1・2-2-8-2 (略)	2-2-8-1・2-2-8-2 (略)																																																																																						
2-2-8-3 再生用添加剤	2-2-8-3 再生用添加剤																																																																																						
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ <u>昭和47年8月19日 政令第318号</u> ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（ <u>令和元年6月改正 政令第19号</u> ）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。																																																																																						

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行																				
<p>第9節 植生材料 2-2-9-1～2-2-9-11 (略) 2-2-9-12 コンテナ苗木 <u>1. 苗木は、所定の規格を持ち、発育が健全であり、容易に根鉢が崩れないもので、病虫害や外傷のないものを使用しなければならない。</u> <u>2. 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、必要に応じ、菰、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。</u> <u>また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。</u></p> <p>第10節～第13節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林土木工事共通編</p> <p>第1章 土工 第1節 適用 3-1-1-1・3-1-1-2 (略) 3-1-1-3 一般事項 1 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3-1-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂・砂質土</td> <td>砂、砂質土、普通土、砂質ローム</td> </tr> <tr> <td>～(略)</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>硬岩(Ⅰ)</td> <td>○ 花崗岩、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。</td> </tr> <tr> <td>硬岩(Ⅱ)</td> <td>○ けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略) 3-1-1-4～3-1-1-6 (略) 3-1-1-7 盛土工 1 (略)</p>	土質	分類	砂・砂質土	砂、砂質土、普通土、砂質ローム	～(略)	～(略)	硬岩(Ⅰ)	○ 花崗岩 、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。	硬岩(Ⅱ)	○ けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。	<p>第9節 植生材料 2-2-9-1～2-2-9-11 (略) [新設]</p> <p>第10節～第13節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林土木工事共通編</p> <p>第1章 土工 第1節 適用 3-1-1-1・3-1-1-2 (略) 3-1-1-3 一般事項 1 (略)</p> <p style="text-align: center;">表 3-1-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂・砂質土</td> <td>砂、砂質土、普通土、砂質ローム</td> </tr> <tr> <td>～(略)</td> <td>～(略)</td> </tr> <tr> <td>硬岩(Ⅰ)</td> <td>○ 花崗岩、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。</td> </tr> <tr> <td>硬岩(Ⅱ)</td> <td>○ けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略) 3-1-1-4～3-1-1-6 (略) 3-1-1-7 盛土工 1 (略)</p>	土質	分類	砂・砂質土	砂、砂質土、普通土、砂質ローム	～(略)	～(略)	硬岩(Ⅰ)	○ 花崗岩 、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。	硬岩(Ⅱ)	○ けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。
土質	分類																				
砂・砂質土	砂、砂質土、普通土、砂質ローム																				
～(略)	～(略)																				
硬岩(Ⅰ)	○ 花崗岩 、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。																				
硬岩(Ⅱ)	○ けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。																				
土質	分類																				
砂・砂質土	砂、砂質土、普通土、砂質ローム																				
～(略)	～(略)																				
硬岩(Ⅰ)	○ 花崗岩 、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。																				
硬岩(Ⅱ)	○ けい岩、角岩などの石英質に富んで岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。																				

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改正後	現 行
<p>2. 盛土の滑動防止 受注者は、1:2より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、<u>図1-2-1に従い</u>段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。 図 1-2-1 盛土基礎地盤の段切 (略)</p> <p>3～18 (略) 3-1-1-8～3-1-1-14 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 共通の工種 3-3-3-1～3-3-3-10 (略)</p> <p>3-3-3-11 ポストテンション桁製作工 1～5 (略)</p> <p>6. 主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>3-3-3-12～3-3-3-28 (略)</p> <p>第4節 基礎工 3-3-4-1～3-3-4-4 (略) 3-3-4-5 場所打杭工 1～14 (略)</p> <p>15. 杭径確認 <u>受注者</u>は、全ての杭について、<u>床掘り</u>完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。</p> <p>16～21 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 一般舗装工</p>	<p>2. 盛土の滑動防止 請負者は、1:2より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。 図 1-2-1 盛土基礎地盤の段切 (略)</p> <p>3～18 (略) 3-1-1-8～3-1-1-14 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 一般施工</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 共通の工種 3-3-3-1～3-3-3-10 (略)</p> <p>3-3-3-11 ポストテンション桁製作工 1～5 (略)</p> <p>6. 主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。 -（1）主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>3-3-3-12～3-3-3-28 (略)</p> <p>第4節 基礎工 3-3-4-1～3-3-4-4 (略) 3-3-4-5 場所打杭工 1～14 (略)</p> <p>15. 杭径確認 請負者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。</p> <p>16～21 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 一般舗装工</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>3-3-6-1~3-3-6-2 (略)</p> <p>3-3-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>1~15 (略)</p> <p>16. 剥離防止対策</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>17~23 (略)</p> <p>3-3-6-4 (略)</p> <p>3-3-6-5 舗装準備工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。</p> <p>2. 異常時の処置</p> <p>受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って基層面または上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>3-3-6-6・3-3-6-7 (略)</p> <p>3-3-6-8 コンクリート舗装工</p> <p>1~12 (略)</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20 mm とするものとする。ただし、これにより難しいときは監督員の承諾を得て 25 mm とすることができる。</p> <p>(6)~(16) (略)</p> <p>14・15 (略)</p> <p>3-3-6-9~3-3-6-11 (略)</p> <p>3-3-6-12 アスファルト舗装補修工</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9. <u>パッチング</u>の施工の時期、箇所等</p> <p>(略)</p> <p>10~13 (略)</p> <p>3-3-6-13・3-3-6-14 (略)</p>	<p>3-3-6-1~3-3-6-2 (略)</p> <p>3-3-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>1~15 (略)</p> <p>16. 剥離防止対策剥離防止対策</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>17~23 (略)</p> <p>3-3-6-4 (略)</p> <p>3-3-6-5 舗装準備工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。</p> <p>2. 異常時の処置</p> <p>請負者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>3-3-6-6・3-3-6-7 (略)</p> <p>3-3-6-8 コンクリート舗装工</p> <p>1~12 (略)</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は 20 mm とするものとする。ただし、これにより難しいときは監督員の承諾を得て 25 mm とすることができる。</p> <p>(6)~(16) (略)</p> <p>14・15 (略)</p> <p>3-3-6-9~3-3-6-11 (略)</p> <p>3-3-6-12 アスファルト舗装補修工</p> <p>1~8 (略)</p> <p>9. <u>パッチング</u>の施工の時期、箇所等</p> <p>(略)</p> <p>10~13 (略)</p> <p>3-3-6-13・3-3-6-14 (略)</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第7節・第8節 (略)</p> <p>第9節 構造物撤去工</p> <p>3-3-9-1～3-3-9-4 (略)</p> <p>3-3-9-5 標識撤去工</p> <p>1. 供用中の施設への影響防止</p> <p>受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>3-3-9-6～3-3-9-13 (略)</p> <p>3-3-9-14 骨材再生工</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議</p> <p>受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>3-3-9-15 (略)</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-3-10-1～3-3-10-13 (略)</p> <p>3-3-10-14 トンネル仮設備工</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. トンネル換気設備の設置</p> <p>受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時²に対応についても考慮した設備としなければならない。</p> <p>6～15 (略)</p> <p>3-3-10-15～3-3-10-22 (略)</p> <p>第11節・第12節 (略)</p> <p>第13節 橋梁架設工</p> <p>3-3-13-1・3-3-13-2 (略)</p> <p>3-3-13-3 架設工（クレーン架設）</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 桁架設</p> <p>桁架設については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第7節・第8節 (略)</p> <p>第9節 構造物撤去工</p> <p>3-3-9-1～3-3-9-4 (略)</p> <p>3-3-9-5 標識撤去工</p> <p>1. 供用中の施設への影響防止</p> <p>受注は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>3-3-9-6～3-3-9-13 (略)</p> <p>3-3-9-14 骨材再生工</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議</p> <p>請負者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、防塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>3-3-9-15 (略)</p> <p>第10節 仮設工</p> <p>3-3-10-1～3-3-10-13 (略)</p> <p>3-3-10-14 トンネル仮設備工</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. トンネル換気設備の設置</p> <p>請負者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時²に対応についても考慮した設備としなければならない。</p> <p>6～15 (略)</p> <p>3-3-10-15～3-3-10-22 (略)</p> <p>第11節・第12節 (略)</p> <p>第13節 橋梁架設工</p> <p>3-3-13-1・3-3-13-2 (略)</p> <p>3-3-13-3 架設工（クレーン架設）</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 桁架設</p> <p>桁架設については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。</p> <p>3-3-13-4~3-3-13-8 (略)</p> <p>第14節~第16節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4編 治山防潮工等</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 突堤</p> <p>第1節~第3節 (略)</p> <p>第4節 突堤本體工</p> <p>4-3-4-1~4-3-4-10 (略)</p> <p>4-3-4-11 ケーソン工</p> <p>1~15 (略)</p> <p>16. 引き出し</p> <p>ケーソンが自力で浮上するまでは、<u>曳船</u>等で引き出さないものとする。</p> <p>17~28 (略)</p> <p>29. 気象及び海象の調査</p> <p>受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。</p> <p>30・31 (略)</p> <p>4-3-4-12 (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5編 溪間・山腹工等</p>	<p>(4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。</p> <p>3-3-13-4~3-3-13-8 (略)</p> <p>第14節~第16節 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4編 治山防潮工等</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 突堤</p> <p>第1節~第3節 (略)</p> <p>第4節 突堤本體工</p> <p>4-3-4-1~4-3-4-10 (略)</p> <p>4-3-4-11 ケーソン工</p> <p>1~15 (略)</p> <p>16. 引き出し</p> <p>ケーソンが自力で浮上するまでは、<u>曳船</u>等で引き出さないものとする。</p> <p>17~28 (略)</p> <p>29. 気象及び海象の調査</p> <p>請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。</p> <p>30・31 (略)</p> <p>4-3-4-12 (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第4章・第5章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5編 溪間・山腹工等</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1章 共通施工</p> <p>第1節～第7節 （略）</p> <p>第8節 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工</p> <p>5-1-8-1 （略）</p> <p>5-1-8-2 石積（張）工</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 受注者は、積（張）石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7）空積（張）工は、胴飼い及び尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は<u>且潰し</u>砂利又は碎石をもって十分堅固にするものとする。</p> <p>（8）～（10） （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5-1-8-3 （略）</p> <p>第9節～第14節 （略）</p> <p>第2章～第4章 （略）</p> <p>第5章 山腹工</p> <p>第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 土留工</p> <p>5-5-6-1～5-5-6-6 （略）</p> <p>5-5-6-7 コンクリート板土留工</p> <p>1. 受注者は、コンクリート板土留工の床掘は、所定の深さに掘り下げ、基礎地盤に達しない場合は、基礎栗石に<u>且潰し</u>砂利を充填し、十分に突き固めなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5-5-6-8～5-5-6-13 （略）</p> <p>第7節・第8節 （略）</p> <p>第9節 暗きょ工</p> <p>5-5-9-1 （略）</p>	<p>第1章 共通施工</p> <p>第1節～第7節 （略）</p> <p>第8節 石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工</p> <p>5-1-8-1 （略）</p> <p>5-1-8-2 石積（張）工</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 受注者は、積（張）石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7）空積（張）工は、胴飼い及び尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は<u>且つぶし</u>砂利又は碎石をもって十分堅固にするものとする。</p> <p>（8）～（10） （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5-1-8-3 （略）</p> <p>第9節～第14節 （略）</p> <p>第2章～第4章 （略）</p> <p>第5章 山腹工</p> <p>第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 土留工</p> <p>5-5-6-1～5-5-6-6 （略）</p> <p>5-5-6-7 コンクリート板土留工</p> <p>1. 請負者は、コンクリート板土留工の床掘は、所定の深さに掘り下げ、基礎地盤に達しない場合は、基礎栗石に<u>且つぶし</u>砂利を充填し、十分に突き固めなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5-5-6-8～5-5-6-13 （略）</p> <p>第7節・第8節 （略）</p> <p>第9節 暗きょ工</p> <p>5-5-9-1 （略）</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>5-5-9-2 礫暗きょ工</p> <p>受注者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の<u>床掘り</u>をし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。</p> <p>5-5-9-3～5-5-9-5 (略)</p> <p>第10節～第12節 (略)</p> <p>第13節 伏工</p> <p>5-5-13-1・5-5-13-2 (略)</p> <p>5-5-13-3 むしろ伏工</p> <p>1. 受注者は、むしろ<u>伏工</u>の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにならなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>5-5-13-4・5-5-13-5 (略)</p> <p>第14節～第18節 (略)</p> <p>第6章 地すべり防止工</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 排土工及び押え盛土工</p> <p>5-6-6-1・5-6-6-2 (略)</p> <p>5-6-6-3 押え盛土工</p> <p>1. 受注者は、押え盛土工は、最初に法止め<u>に</u>土留を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止め土留を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7節～第10節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 森林整備</p> <p>第1節 (略)</p>	<p>5-5-9-2 礫暗きょ工</p> <p>請負者は、礫暗きょ工の施工に当たっては、所定の<u>床掘</u>をし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。</p> <p>5-5-9-3～5-5-9-5 (略)</p> <p>第10節～第12節 (略)</p> <p>第13節 伏工</p> <p>5-5-13-1・5-5-13-2 (略)</p> <p>5-5-13-3 むしろ伏工</p> <p>1. 請負者は、むしろ<u>伏せ工</u>の施工に当たっては、むしろのわらがのり面に水平になるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにならなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>5-5-13-4・5-5-13-5 (略)</p> <p>第14節～第18節 (略)</p> <p>第6章 地すべり防止工</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 排土工及び押え盛土工</p> <p>5-6-6-1・5-6-6-2 (略)</p> <p>5-6-6-3 押え盛土工</p> <p>1. 請負者は、押え盛土工は、最初に法止め土留を施工し、次に盛土断面の法尻から盛土を開始するものとする。法止め土留を用いる場合には、基礎掘削等により、地すべりを誘発しないように留意しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7節～第10節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 森林整備</p> <p>第1節 (略)</p>

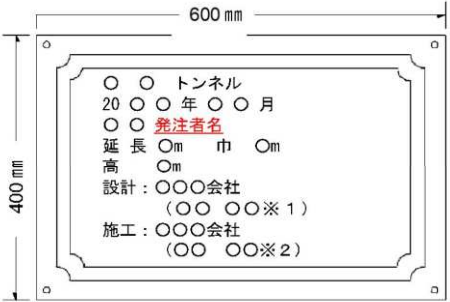
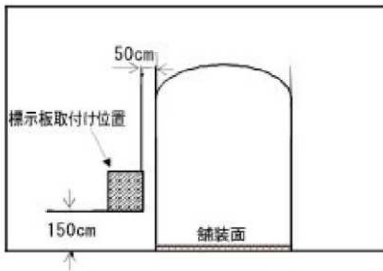
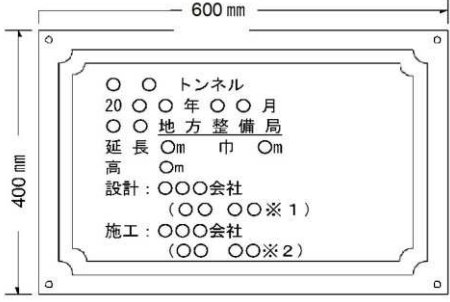
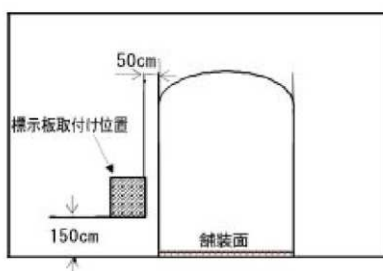
○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第2節 植栽</p> <p>5-8-2-1～5-8-2-3 （略）</p> <p>5-8-2-4 仮植</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4. 受注者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、また適時灌水しなければならない。</p> <p>5-8-2-5～5-8-2-8 （略）</p> <p>5-8-2-9 コンテナ苗の運搬</p> <p><u>1. 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。</u></p> <p><u>2. 苗木の運搬の際は、根鉢を崩さないように注意すること。</u></p> <p>5-8-2-10 コンテナ苗の植付け</p> <p><u>1. 苗木植付け器具は、現地条件に応じたものを使用すること。</u></p> <p><u>2. 植穴については、植付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。</u></p> <p><u>3. 植付けは、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。</u></p> <p><u>4. 根鉢上面に2cm程度土を覆い、植付け後の面と地表面が水平となるようにすること。</u></p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 歩道整備</p> <p>5-8-4-1 （略）</p> <p>5-8-4-2 歩道作設</p> <p>1. 受注者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>5-8-4-3 （略）</p> <p>第9章 （略）</p>	<p>第2節 植栽</p> <p>5-8-2-1～5-8-2-3 （略）</p> <p>5-8-2-4 仮植</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4. 請負者は、乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、むれないようむしろ等で日覆いをし、また適時灌水しなければならない。</p> <p>5-8-2-5～5-8-2-8 （略）</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 歩道整備</p> <p>5-8-4-1 （略）</p> <p>5-8-4-2 歩道作設</p> <p>1. 請負者は、歩道作設に当たっては、測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の笹、雑草、灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>5-8-4-3 （略）</p> <p>第9章 （略）</p>
第6編 林道	第6編 林道

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章 林道</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>6-1-7-1～6-1-7-11 (略)</p> <p>6-1-7-12 木製土留・擁壁工</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 受注者は、横木、控木等を所定の間隔に並べて、釘、鉄線等で締付け、土砂又は礫等を詰めて締固めるものとし、必要に応じて雑木、雑草、<u>萱株</u>等を植込み、土砂の流出を防止しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>6-1-7-13 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第2章 舗装</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 防護施設工</p> <p>6-2-7-1 一般事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 障害物がある場合<u>の</u>処置 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>6-2-7-2～6-2-7-6 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p>	<p>第1章 林道</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 擁壁工</p> <p>6-1-7-1～6-1-7-11 (略)</p> <p>6-1-7-12 木製土留・擁壁工</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 請負者は、横木、控木等を所定の間隔に並べて、釘、鉄線等で締付け、土砂又は礫等を詰めて締固めるものとし、必要に応じて雑木、雑草、<u>カヤ株</u>等を植込み、土砂の流出を防止しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>6-1-7-13 (略)</p> <p>第8節～第11節 (略)</p> <p>第2章 舗装</p> <p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第7節 防護施設工</p> <p>6-2-7-1 一般事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 障害物がある場合処置 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>6-2-7-2～6-2-7-6 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>第5章 コンクリート橋上部</p> <p>第1節～第5節 (略)</p> <p>第6節 プレビーム桁橋工</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>6-5-6-1 一般事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 定着具及び接続具の使用 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>6-5-6-2～6-5-6-9 (略)</p> <p>第7節～第14節 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 トンネル (NATM)</p> <p>第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 坑門工</p> <p>6-7-8-1～6-7-8-5 (略)</p> <p>6-7-8-6 銘板工</p> <p>1～3 (略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(標示板)</p>  <p>板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(取付け図)</p>  </div> </div> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p>第9節 (略)</p>	<p>6-5-6-1 一般事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 定着具及び接続具伸使用 請負者は、定着具及び接続具伸の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>6-5-6-2～6-5-6-9 (略)</p> <p>第7節～第14節 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 トンネル (NATM)</p> <p>第1節～第7節 (略)</p> <p>第8節 坑門工</p> <p>6-7-8-1～6-7-8-5 (略)</p> <p>6-7-8-6 銘板工</p> <p>1～3 (略)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(標示板)</p>  <p>板厚 8 mm、字厚 5 mm、計 13</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(取付け図)</p>  </div> </div> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p> <p>第9節 (略)</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第8章 道路維持</p> <p>第1節～第11節 （略）</p> <p>第12節 橋梁床版工 6-8-12-1・6-8-12-2 （略）</p> <p>6-8-12-3 床版補強工（鋼板接着工法） 1・2 （略） 3. 接着面の不陸調整</p> <p>受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイトンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面の剥離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p>4～6 （略） 7. 注入材料の充填 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。</p> <p>6-8-12-4 床版補強工（増桁架設工法） 1～6 （略） 7. 注入 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分行きわたるように施工しなければならない。</p> <p>8～11 （略）</p> <p>6-8-12-5～6-8-12-7 （略）</p> <p>第13節～第18節 （略）</p> <p>第9章 （略）</p> <p>第10章 道路修繕</p> <p>第1節～第8節 （略）</p> <p>第9節 標識工 6-10-9-1 （略）</p>	<p>第8章 道路維持</p> <p>第1節～第11節 （略）</p> <p>第12節 橋梁床版工 6-8-12-1・6-8-12-2 （略）</p> <p>6-8-12-3 床版補強工（鋼板接着工法） 1・2 （略） 3. 接着面の不陸調整</p> <p>請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイトンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p>4～6 （略） 7. 注入材料の充填 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p>6-8-12-4 床版補強工（増桁架設工法） 1～6 （略） 7. 注入 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p>8～11 （略）</p> <p>6-8-12-5～6-8-12-7 （略）</p> <p>第13節～第18節 （略）</p> <p>第9章 （略）</p> <p>第10章 道路修繕</p> <p>第1節～第8節 （略）</p> <p>第9節 標識工 6-10-9-1 （略）</p>

○ 「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和5年10月）」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>6-10-9-2 材料 1～5 (略)</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 <u>(昭和35年12月17日付け 総理府・建設省令第3号)</u>」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6-10-9-3 (略)</p> <p>第10節～第19節 (略)</p> <p>第20節 橋梁付属物工 6-10-20-1～6-10-20-8 (略)</p> <p>6-10-20-9 検査路工 検査路工の施工については、第6編 6-8-13-7 検査路工の規定による。</p> <p>6-10-20-10 (略)</p> <p>第21節～第23節 (略)</p>	<p>6-10-9-2 材料 1～5 (略)</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6-10-9-3 (略)</p> <p>第10節～第19節 (略)</p> <p>第20節 橋梁付属物工 6-10-20-1～6-10-20-8 (略)</p> <p>6-10-20-9 検査路工 検査路工の施工については、第6編 6-8-13-7 <u>(6-4-8-8)</u> 検査路工の規定による。</p> <p>6-10-20-10 (略)</p> <p>第21節～第23節 (略)</p>